

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高木英男、同乾て以子、同伊藤和尚の上告趣意について
所論第一点は判例違反をいうが、所論引用の大審院明治四三年一一月二一日判決
は、当裁判所昭和二五年二月二四日判決（刑集四巻二号二五五頁）および昭和二九
年二月二七日決定（刑集八巻二号二〇二頁）によつて変更されたものと認むべきで
あり、所論引用の当裁判所昭和二三年四月七日判決は、事案を異にし、いずれも適
法な判例違反の主張にあたらない。

同第二点は、単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第三点は、違憲（三一条違反）をいうが、実質は事実誤認の主張にすぎず、適
法な上告理由にあたらない。

弁護人伊藤敏男の上告趣意について

所論は違憲（三一条、一八条、一四条違反）をいうが、実質はすべて事実誤認、
単なる法令違反の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

弁護人近藤之彦の上告趣意について

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由にあた
らない。

弁護人石川利男の上告趣意について

所論第一点は判例違反をいうが、所論引用の判例は本件と事案を異にし、その余
は事実誤認の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第二点は違憲（三一条違反）をいうが、実質は事実誤認、単なる法令違反の主
張であつて、適法な上告理由にあたらない。

同第三点は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

被告人本人の上告趣意について

所論は事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、すべて適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四六年一〇月二一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田	誠
裁判官	大	隅	健一郎
裁判官	藤	林	益三
裁判官	下	田	武三
裁判官	岸		盛一